

舞鶴赤れんがパーク指定管理料積算参考資料

施設名 [ 赤れんがパーク ]

項目	過去3年間実績		令和4年度以降	積算基礎
	平成30年度	令和元年度		
利用料金収入	6,745,250	6,969,150	4,942,670	赤れんが倉庫2号棟の利用料収入過去2か年実績を考慮
収入(減免額)				
事業収入	2,764,358	4,557,957	646,328	赤れんが倉庫2号棟の賃料収入を想定
その他収入	9,509,608	11,527,107	5,588,998	
収入合計	22,113,453	22,408,107	13,912,144	公募対象公園施設の設置に伴う指定管理業務の減少を考慮 賃金・交通費、労働保険料、社会保険料の合計 8503 減
支出				
人件費	0	0	0	
報償費	9,860	15,020	12,440	過去2か年平均
旅費	788,702	1,950,033	1,369,368	過去2か年平均
消耗品費	0	0	50,000	除雪用燃料費等を想定
燃料費	0	0	0	
食料費	808,710	802,675	805,693	過去2か年平均
印刷製本費	13,959,634	11,367,543	6,083,610	過去2か年の実績と公募対象公園施設の設置を考慮
光熱水費	892,862	1,032,813	1,200,000	過去2か年の実績と管理範囲の拡大に伴う修繕の増加を考慮
修繕費	0	0	0	
賄材料費	215,791	259,918	237,855	過去2か年平均
通信運搬費	220,320	1,021,155	620,736	過去2か年平均
広告料	0	0	0	
手数料	89,610	73,800	81,705	過去2か年平均
保険料	12,942,006	13,829,834	15,389,020	過去2か年の実績と管理範囲の拡大に伴う委託業務の増加を考慮
委託料	358,220	254,570	306,395	過去2か年平均
使用料・賃借料	0	0	0	
原材料費	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
負担金等	0	0	0	
公租公課費	36,468	21,600	1,391,214	人件費×0.1
その他	166,105	803,391	477,749	過去2か年平均
雑費等				
支出合計	52,601,741	53,840,459	41,937,929	
差引	43,092,133	42,313,352	36,348,931	支出合計－収入合計＝指定管理料(消費税及び地方消費税を含む。) ※マイナスになった場合は、納付金となります。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、実績から除外しております。

5964421

## 舞鶴赤れんがパークの指定管理料について

指定管理料の額は、指定管理者から提案された事業計画書及び収支予算書を基に、指定管理者との協議を経て、予算の範囲内で決定します。なお、管理業務の変更、社会経済情勢の大幅な変動等があった場合は、指定管理者と市との協議により指定管理料を増額し、又は減額することがありますが、協議が整わない場合は、市が指定管理料の額を決定することとします。

(参考) 指定管理料の想定上限額は、次のとおりです。

令和4年度～令和13年度	年額 36,348,931円
上記10年間の総額	363,489,310円

(消費税及び地方消費税を含みます。)

応募される団体は、この想定上限額を下回る範囲で指定管理料を提案してください。

### 留意事項

#### (1) 利用料金の改定

市が条例改正により利用料金の改定を行った場合で、当該改定に伴い利用料金収入が変動すると想定される場合は、指定管理料を増額し、又は減額することがあります。

#### (2) 電気料金の算定

指定管理料の積算にあたって、電気料金は関西電力の一般的な単価を使用しています。市が電力会社と新たに電気料金に係る契約を行った場合は、当該契約に定める単価で改めて積算し、その差額に相当する指定管理料を増額し、又は減額することとなります。

#### (3) 将来的な管理運営区域の拡大

上記の指定管理料は、事業開始時の管理範囲を想定した費用です。公募設置等指針に示すように、将来、供用可能な状態になったエリアを指定管理業務の対象範囲に編入することを想定しています。なお、その際の指定管理料については、都度、本市と指定管理者の間で協議の上決定するものとします。

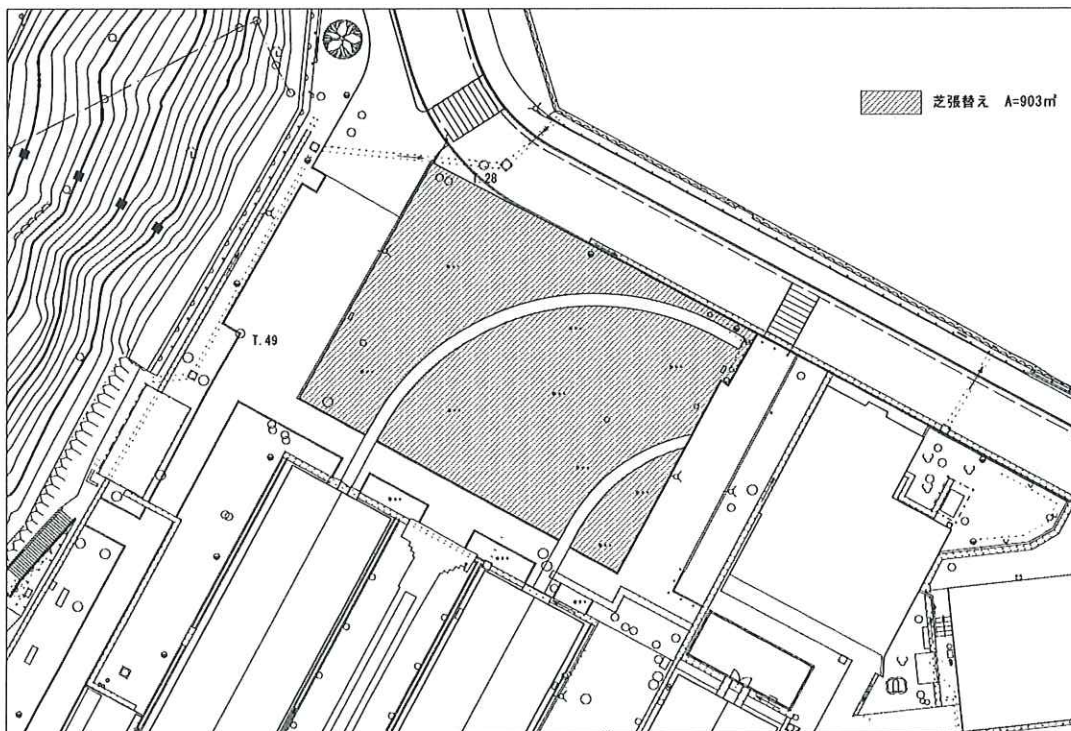
## (5) 特定公園施設の整備に関する事項

### ① 特定公園施設の整備について

特定公園施設として図表9で示す3号棟海側芝生広場を再整備してください。特定公園施設は認定計画提出者が設計・建設し、市に引き渡すものとします。芝張替えの対象となる箇所は以下に示すとおりです。

再整備にあたっては、芝生の再整備（A=903㎡、高麗芝張り替え、ベタ張り、目申なし）を必須とします。その他来園者の利便性向上に資する整備（移設可能な設備・仮設物の設置等）で、市の認めるものについても実施することが可能です。

図表9 特定公園施設整備箇所



### ② 市による特定公園施設の整備費用の負担

市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。

■市が負担する費用の上限額：2,000,000円（税込）

なお、市が提示する整備条件以上の整備を行う部分についての費用は認定計画提出者の負担となります。

## (6) 利便増進施設の設置に関する事項

### ① 利便増進施設の設置について

事業対象区域内に、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔を認定計画提出者の任意提案により設置することが可能です。利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案して下さい。